

公立大学法人宮崎公立大学役員退職手当規程

平成19年4月1日
規程第32号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学の副理事長が、退職し、解任され又は死亡した（以下「退職した」という。）場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し、または解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号に該当して解任された場合を除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令等に基づき控除すべき金額がある場合には、役員に支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

(退職手当)

第3条 退職手当の額は、役員の退職した日における基本給月額に役員としての在職月数を乗じて得た額に、100分の12.5を乗じて得た額とする。ただし、第5条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職月数に役職ごとの基本給月額に100分の12.5を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の退職手当の額は、宮崎市公立大学法人評価委員会が行う業績評価業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の業務実績に応じこれを増額し、又は減額した額とすることができる。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職月数の計算は、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月とする。

2 前条第1項ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱)

第5条 前条の規定にかかわらず、役員になった者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び役員となったときは、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(宮崎市の一般職の職員との間における特例)

第6条 宮崎市の一般職の職員が退職手当の支給を受けることなく宮崎市を退職して役員となった場合において、その者が退職し、引き続いて宮崎市の一般職の職員となるときは、この規程による退職手当は支給しない。

2 前項に規定する者の退職が、その者の最終の退職又は死亡による退職である場合は、第3条の規定にかかわらず、役員としての在職期間を宮崎市職員としての在職期間として、宮崎市職員の退職手当に関する条例（昭和28年条例第27号）を準用して算出した額を退職手当として支給する。

(職員との在職期間の通算)

第7条 役員が、引き続いて職員（公立大学法人宮崎公立大学職員退職規程（以下「退職手当規程」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 役員が引き続いて職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)

第8条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、役員としての在職期間を職員としての在職期間として、退職手当規程第15条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算定した支給率を乗じて得た額とする。

- 2 前項の役員に対する退職手当の額は、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(退職手当規程の準用)

第9条 退職手当規程第3条、第19条及び第22条から第27条までの規定は、役員の退職手当について準用する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(実施に必要な事項)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける職員の例によるほか理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。